

役員名簿（理事及び監事）

（令和3年7月1日現在）

【理事】

役職	氏名	年齢	住所	就任年月日	任期満了時期	親族等特殊関係者の有無		選任理由となる資格等 又は職業	資格等			担当業務
						(注1)の該当番号を記入)			(注2 該当に○)	(注3の該当番号を記入)	該当に○	
						親族	その他特殊な関係者		社会福祉事業の経営に関する職見を有する者	社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に連じている者	施設の管理者	
理事長	杉本 景子	72		令和3年6月21日	令和4年度会計年度に関する定時評議員会の終結の時	○		園長	○			
理事	田辺 真理子	69		令和3年6月21日	令和4年度会計年度に関する定時評議員会の終結の時	○		副園長	○			
理事	天谷 恭子	39		令和3年6月21日	令和4年度会計年度に関する定時評議員会の終結の時			小規模保育園主任保育士				
理事	小林 洋子	73		令和3年6月21日	令和4年度会計年度に関する定時評議員会の終結の時			著述業				
理事	間中美菜子	35		令和3年6月21日	令和4年度会計年度に関する定時評議員会の終結の時			幼保連携型認定こども園教頭				
理事	田嶋 ひろよ	73		令和3年6月21日	令和4年度会計年度に関する定時評議員会の終結の時			看護師	○			

【注1】各理事と特殊の関係にある者

① 配偶者

② 三親等以内の親族

③ 厚生労働省令で定める者（規則第2条の10）

i 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ii 当該理事の使用人

iii 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

iv ii又はiiiの配偶者

v i～iiiの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

vi 当該理事が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員

（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限り。）（注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。

vii 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限り。）

・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人

【注2】社会福祉事業の経営に関する職見を有する者

法人において「社会福祉事業の経営に関する職見を有する者」として適正な手続により選任された者

【注3】社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に連じている者 の例示

①社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役員等 ②民生委員・児童委員 ③社会福祉に関するボランティア等 ④その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

④医師、看護師、保健師等保健医療関係者 ⑤自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員等 ⑥その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

【監事】

役職	氏名	年齢	住所	就任年月日	任期満了時期	親族等特殊関係者の有無		選任理由となる資格等 又は職業	資格等			
						(注4)の該当番号を記入)			社会福祉事業について 職見を有する者 (注5の該当番号を記入)	財務管理について職見を有する者（該当に○）		
						親族	その他特殊な関係者			公認会計士 税理士 弁護士	会社等の監査役、 経理責任者等	その他
監事	横山 房子	72		令和3年6月21日	令和4年度会計年度に関する定時評議員会の終結の時			社会福祉主事	○			
監事	猪瀬 貴大	35		令和3年6月21日	令和4年度会計年度に関する定時評議員会の終結の時			社会福祉士/社会福祉法人事務長			○	

【注4】各役員と特殊の関係にある者

① 配偶者

② 三親等以内の親族

③ 厚生労働省令で定める者（規則第2条の11）

i 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ii 当該役員の使用人

iii 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

iv ii又はiiiの配偶者

v i～iiiの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

vi 当該理事が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員

（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限り。）

（注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。viiにおいて同じ。

vii 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する団体の役員、業務を執行する社員又は職員

（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限り。）

viii 他の社会福祉法人の役員又は職員

（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限り。）

ix 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限り。）

・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人

【注5】社会福祉事業の経営に関する職見を有する者 の例示

①社会福祉に関する教育・研究を行う者 ②社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者

③公認会計士・税理士・弁護士等社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者